

改 正 案

別表第十一（第九十四条第一項第十号関係）

一  
（略）

一 都市計画法（昭和四十二年法律第百号）、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）その他の法令に基づく制限で契約内容の別（当該信託財産が宅地であるか又は建物であるかの別。以下第十四号において同じ。）に応じて宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）第三条で定めるものに関する事項の概要

三・五  
（略）

六 当該建物が建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第一項に規定する区分所有権の目的であるものであるときは、当該建物を所有するための一棟の建物の敷地に関する権利の種類及び内容、同条第四項に規定する共用部分に関する規約の定めその他の一棟の建物又はその敷地（一団地内に数棟の建物があつて、その団地内の土地又はこれに関する権利がそれらの建物の所有者の共有に属する場合には、その土地を含む。）に関する権利及びこれらの管理又は使用に関する事項で宅地建物取引業法施行規則第十六条の二で定めるもの

現 行

別表第十二（第九十四条第一項第十号関係）

一  
（略）

二 都市計画法、建築基準法その他の法令に基づく制限で契約内容の別（当該信託財産が宅地であるか又は建物であるかの別。以下同じ。）に応じて宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）第三条で定めるものに関する事項の概要

三・五  
（略）

六 当該建物が建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第一項に規定する区分所有権の目的であるものであるときは、当該建物を所有するための一棟の建物の敷地に関する権利の種類及び内容、同条第四項に規定する共用部分に関する規約の定めその他の一棟の建物又はその敷地（一団地内に数棟の建物があつて、その団地内の土地又はこれに関する権利がそれらの建物の所有者の共有に属する場合には、その土地を含む。）に関する権利及びこれらの管理又は使用に関する事項で契約内容の別に応じて宅地建物取引業法施行規則第十六条の二で定めるもの

七九 (略)

十 信託受益権販売業者が自ら売主となる信託受益権の販売に関して、手付金等（代金の全部又は一部として授受される金額及び手付金その他の名義をもつて授受される金額で代金に充当されるものであつて、契約の締結の日以後当該信託受益権の移転前に支払われるものをいう。次号において同じ。）を受領しようとする場合において保全措置があるときは、その概要

十一・十二 (略)

十三 当該宅地又は建物の瑕疵を担保すべき責任の履行に関し保証

保険契約の締結その他の措置で宅地建物取引業法施行規則第十六条の四の二で定めるものが講じられているときは、その概要

十四 その他信託受益権販売業者の相手方等の保護の必要性及び契約内容の別を勘案して宅地建物取引業法施行規則第十六条の四の三で定める事項

十五 信託受益権の割賦販売（代金の全部又は一部について、当該

信託受益権の移転後一年以上の期間にわたり、かつ、二回以上に分割して受領することを条件として販売することをいう。以下この号において同じ。）を行う場合にあっては、次のイからハまでに掲げる事項

イ 現金販売価格（当該信託受益権の移転までにその代金を受領する場合の価格をいう。）

ロ (略)

七九 (略)

十 信託受益権販売業者が自ら売主となる信託受益権の販売に関して、手付金等（代金の全部又は一部として授受される金額及び手付金その他の名義をもつて授受される金額で代金に充当されるものであつて、契約の締結の日以後当該信託受益権の権利の移転前に支払われるものをいう。次号において同じ。）を受領しようとする場合において保全措置があるときは、その概要

十一・十二 (略)

(新設)

十三 その他信託受益権販売業者の相手方等の保護の必要性及び契

約内容の別を勘案して宅地建物取引業法施行規則第十六条の四の二で定める事項

十四 信託受益権の割賦販売（代金の全部又は一部について、当該

信託受益権の権利の移転後一年以上の期間にわたり、かつ、二回以上に分割して受領することを条件として販売することをいう。以下この号において同じ。）を行う場合にあっては、次のイからハまでに掲げる事項

イ 現金販売価格（当該信託受益権の権利の移転までにその代金の全額を受領する場合の価格をいう。）

ロ (略)

ハ 当該信託受益権の移転までに支払う金銭の額及び賦払金（割賦販売の契約に基づく各回ごとの代金の支払分で当該信託受益権の移転後のものをいう。）の額並びにその支払の時期及び方法

ハ 当該信託受益権の移転までに支払う金銭の額及び賦払金（割賦販売の契約に基づく各回ごとの代金の支払分で当該権利の移転のものをいう。）の額並びにその支払の時期及び方法